とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年３月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第１条・第２条　略 | 第１条・第２条　略 |
| （定義）第３条　この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | （定義）第３条　この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (１)～（４）　略 | (１)～（４）　略 |
| (５)　県産JAS製材　次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。　　　ア・イ　略 | (５)　県産規格材　次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。　　　ア・イ　略 |
| (６)　県産機械等級区分構造材　次に掲げる要件を全て満たす県産JAS製材をいう。　　　ア～ウ　略 | (６)　県産機械等級区分構造材　次に掲げる要件を全て満たす県産規格材をいう。　　　ア～ウ　略 |
| (７)～（16）　略 | (４)～（16）　略 |
| 削除  | (17)　こどもみらい住宅補助利用者　とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年３月30日付第２０２１００３２００９３号生活環境部長通知。）第３条第10項に規定する者をいう。 |
| （補助金の交付）第４条　県は、第２条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。(１)・（２）　略２　本補助金の額は、１戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。(１)　前項第１号に掲げる者に交付する補助金表２の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（７）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（８）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。表２（２）　前項第２号に掲げる者に交付する補助金表３の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（４）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費（仕入控除税額（改修工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の１／２（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。表３ | （補助金の交付）第４条　県は、第２条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。(１)・（２）　略２　本補助金の額は、１戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。(１)　前項第１号に掲げる者に交付する補助金表２の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（７）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（８）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。表２（２）　前項第２号に掲げる者に交付する補助金表３の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（４）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費の１／２（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。表３ |
| （建売住宅の登録）第５条　略２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（１）　略（２）　様式第２号（３）　略３・４　略 | （建売住宅の登録）第５条　略２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（１）　略（２）　とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書（様式第２号）（３）　略３・４　略 |
| 第６条～第８条　略 | 第６条～第８条　略 |
| （交付申請の時期等）第９条　略２　略３　略４　略５　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。 | （交付申請の時期等）第９条　略２　略３　略４　略新設 |
| （交付決定の時期等）第10条　略２　略３　略４　知事は、前条第５項の規定による申請を受けたときは、第４条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。 | （交付決定の時期等）第10条　略２　略３　略新設 |
| 第11条　略 | 第11条　略 |
| （実績報告の時期等）第12条　略２　前項の報告書に添付すべき規則第17条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、第４条第１項第１号に掲げる者の場合にあっては様式第６号、同項第２号に掲げる者の場合にあっては様式第６号の２によるものとし、規則第17条第２項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。（１）～（３）　略（４）　県産JAS製材を使用した場合は、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）（５）～（12）　略削除（13）　第５条第１項の規定による登録申請又は第９条第１項の規定による交付申請で提出した配置図又は平面図に変更があった場合は、その書類 (14)　その他所管事務所長が必要と認める書類３　略４　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）であって第４条第１項第２号に該当する者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、改修工事費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。５　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第12号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。 | （実績報告の時期等）第12条　略２　前項の報告書に添付すべき規則第17条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、第４条第１項第１号に掲げる者の場合にあっては様式第６号、同項第２号に掲げる者の場合にあっては様式第６号の２によるものとし、規則第17条第２項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。（１）～（３）　略（４）　県産規格材を使用した場合は、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）（５）～（12）　略（13）　とっとり健康省エネ住宅の場合は、認定要綱第10条第１項のとっとり健康省エネ住宅認定証の写し（14）　第５条第１項の規定による登録申請又は第９条第１項の規定による交付申請で提出した配置図又は平面図に変更があった場合は、その書類 (15)　その他所管事務所長が必要と認める書類３　略新設新設 |
| 第13条～第16条　略 | 第13条～第16条　略 |

　附　則

１　この要綱は、令和５年３月31日に施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。